

感染症流行下における妊産婦総合対策事業（寄り添い型支援）実施要領

1 目的

新型コロナウイルス感染症に感染した場合、感染したものは指定された医療機関等で療養生活を送ることとなる。妊産婦は自身の健康のみならず、胎児・乳児の健康についても強い不安を抱えて過ごすとともに、一定期間の母子分離を強いられる可能性等もあることから、退院後の妊産婦が地域において健やかな育児ができるよう寄り添った支援を実施する。

2 実施主体

熊本県各保健所及び熊本県助産師会（以下、「助産師会」という。）

3 対象者

新型コロナウイルス感染症の影響により不安を抱える妊産婦で、当事業における相談支援を希望する者

4 事業内容

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響により不安を抱える妊産婦について、本人の希望を踏まえ、助産師等による訪問や電話相談などによる継続的な以下の寄り添い型の支援
 - ア 新型コロナウイルス感染症に関する情報提供や相談・支援
 - イ 新型コロナウイルス感染症の影響による育児不安の解消や、育児技術の提供等のための相談・支援
 - ウ 不適切な養育状態にある場合は、養育環境の維持・改善や、育児の知識や技術の習得に関する支援
- (2) 支援の過程で妊産婦の病状等に変化があった場合等、必要に応じ医療機関や市町村等の関係機関への情報提供や情報共有等

5 実施方法

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響により不安を抱える妊産婦が発生した場合には、原則、その妊産婦の居住する市町村を管轄する保健所（以下、「担当保健所」という。）から事業の説明及び相談支援の希望を確認する。
- (2) 妊産婦が支援を希望した場合には、対象者からの支援申込書に基づき、担当保健所は対象者情報記録書（様式1）を作成し、助産師会に対象者情報記録書（様式1）を送付する。
- (3) 助産師会は対象者へ支援を実施するとともに、支援内容記録書（様式2）を作成し、依頼のあった保健所へ支援内容を報告する。
- (4) 特定妊婦等の継続した支援を特に要する妊産婦については、担当保健所が関係機

関と連携を図ったうえで支援を実施し、支援内容記録書（様式 2）を作成する。

6 実績報告

- （1）助産師会は支援を行った日の翌月以降に子ども未来課に活動報告書（様式 3）を提出するものとする。
- （2）保健所は事業実績報告書（様式 4）を作成し、翌年度 4 月 10 日までに子ども未来課に提出するものとする。

7 その他

- （1）本事業を実施するにあたって、職務上知り得た児及び家庭に関する秘密保持については特に留意する。
- （2）市町村等に対象者の情報提供を行う場合には、原則対象者の同意を得るものとする。

附則

この要領は、令和 2 年 11 月 10 日から施行し、11 月 1 日から適用する。

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。